

電機連合



けんこう共済

掛金が割安でしかも幅広く手厚い補償

ぜひ
ご家庭に持ち帰り、
ご家族で加入を
ご検討ください。

制度改定

詳細は10ページに

- 新規加入時の「健康状態告知質問事項」を簡素化します
- 先進医療費用給付金直接支払いサービスを導入
先進医療費用給付金のお支払いにおいて、
粒子線治療(重粒子線治療、陽子線治療)の
技術料を医療機関に直接お支払いします

- 三大疾病はもちろん
女性特有の病気にも対応、
入院・自宅療養は
通算365日分まで給付
- さらにがん入院は無制限、がん手術、
がん退院などがんに手厚い給付
- 先進医療費用は通算で
2000万円まで実費を給付
- 日常生活サポート特約の加入で、
自転車事故の賠償責任も補償

電機連合

15万人を超える皆様のご加入で

損害保険料 **最大70.8%**※割引

※団体割引30%、損害率による割引58.4%
(所得補償に適用)

組合での新規加入 申込書受付期間	福祉共済センター 申込書締切日	補償開始日 (午前0時から)	第一回掛金引落日 (初回は2カ月分)
2022年 2月～3月	4月12日(火)	6月1日	6月13日(月)
4月	5月12日(木)	7月1日	7月12日(火)
5月	6月10日(金)	8月1日	8月12日(金)
6月	7月12日(火)	9月1日	9月12日(月)
7月	8月 5日(金)	10月1日	10月12日(水)
8月	9月12日(月)	11月1日	11月14日(月)
9月	10月12日(水)	12月1日	12月12日(月)
10月	11月11日(金)	2023年 1月1日	2023年1月12日(木)
11月	12月12日(月)	2023年 2月1日	2023年2月13日(月)
12月	2023年1月12日(木)	2023年 3月1日	2023年3月13日(月)
2023年 1月	2023年2月10日(金)	2023年 4月1日	2023年4月12日(水)

※5月1日の補償開始はありません。

※所属の労働組合の申込書提出締切日をご確認ください。

ホームページの **加入申込書 Web 作成サイト** もご利用ください

申込書は18頁にあります

スマートフォンでもけんこう共済の説明動画が
見られます。(詳しくは裏表紙をご覧ください)
ホームページの**加入申込書Web作成サイト**も
ご利用ください。



電機連合
福祉共済センター

☎0120-046488 (けんこう共済専用フリーダイヤル) ☎03-3769-0265

☎03-3452-5405 (けんこう共済専用)

🌐 <https://kyosai.jeiou.or.jp/>

●〒108-8326 東京都港区三田1-10-3 電機連合会館内
業務時間:平日9時00分～17時30分(土日・祝日、年末年始を除きます)



1

幅広く手厚い補償内容

〔国内・国外とも補償〕

6～8頁に補償内容(抜粋)を記載してあります。
詳細は、ご加入後に送付する「ご加入者のしおり」でご確認ください。

掛金は1,000円/月

給付金種類		給付内容	基本契約本人 満15歳～満64歳 ※65歳以上の補償内容は9頁でご確認ください。			満15歳～29歳 (補償開始日現在) 基本契約本人
			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Yタイプ※1
1 入院給付金	がん入院	●がんと診断され入院したとき ●初日～退院するまで	1日あたり 25,000円	1日あたり 20,000円	1日あたり 15,000円	1日あたり 10,000円
	がん以外入院 (注1)	●がん以外の病気やケガで入院したとき ●初日～365日分限度	1日あたり 15,000円	1日あたり 10,000円	1日あたり 5,000円	1日あたり 5,000円
2 休業補償給付金 (注1)		●病気やケガで継続して5日以上 自宅療養等をしたとき ●入院・自宅療養通算5日目～ 365日分限度	1日あたり 10,000円	1日あたり 10,000円	1日あたり 5,000円	1日あたり 5,000円
3 通院給付金 (ケガのみ)		●ケガで通院したとき ●事故日から180日以内の通院 治療日数を90日限度 (病気が対象外)	1日あたり2,000円			
4 疾病死亡給付金		●病気で死亡したとき	一時金100万円			対象となりません
5 災害死亡給付金		●不慮の事故で死亡したとき	一時金200万円			
6 後遺障害給付金		●ケガで後遺障害が生じたとき	1共済事故につき程度により一時金8万～200万円			
7 手術給付金 (注2)	がん手術	●がんで所定の手術を受けたとき (放射線照射を含む)	手術1回につき種類により5・10・15・25万円			
	がん以外手術	●がん以外の病気やケガで所定の 手術を受けたとき (放射線照射を含む)	手術1回につき種類により5・10・20万円			
8 先進医療費用給付金		●病気やケガで厚生労働大臣が定 める病院または診療所において先 進医療として厚生労働大臣が定め た医療を受けたときの技術料	通算2,000万円限度			
9 先進医療サポート給 付金		●先進医療費用給付金をお支払 いするとき	一時金10万円			
10 がん退院給付金		●がんと診断され20日以上継続 して入院した場合の退院時	1退院につき 一時金20万円			
11 長期療養給付金		●病気やケガで180日以上継続し て入院したとき	一時金30万円 (1共済事故につき1回)			
12 超・長期療養給付金		●病気(がん以外)やケガで1年6 か月の間に入院・休業補償給付 金が365日分になるとき	一時金100万円 加入から脱退まで1回のみ			対象となりません
13 救援者費用給付金 (注3)		●旅先(含む海外)の事故で要する捜 索・救助費用の実費(病気が対象外) ●自宅外で傷害による死亡・入院(14 日以上)の場合に、親族の現地入 り費用・遗体移送費用等	1共済事故につき実費を500万円限度			
14 ドナー給付金		●骨髄採取手術を受けたとき	一時金 入院給付金(がん以外)日額×(入院日数+4日)			

(注1) 精神障害に関わるご請求は6頁「入院給付金(がん以外)」「休業補償給付金」に記載の対応となります。

(注2) 手術給付金は給付金支払の対象とならない手術がありますのでご注意ください。

(注3) 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、給付金が差し引かれます。

(※1) Yタイプには、
「賠償責任給付金」
「携行品損害給付金」が、あ
らかじめセットされて
います。

※1 Yタイプは家族契約の加入、および日常生活サポート特約を付けることはできません。
※2 家族契約の配偶者には、内縁関係(同性間パートナー含む)を含みます。
※3 配偶者継続コースと同じ補償となります。

本人が加入すれば、次の方が被共済者になります。

- ①「賠償責任給付金」
①基本契約本人 ②基本契約本人の配偶者(※1)
③基本契約本人またはその配偶者(※1)と同居の
親族(※2)・別居の未婚(※3)の子 ④基本契約本人
が未成年者または賠償事故を起こした共済の対象
となる方(上記①②③)が責任無能力者の場合、そ
の方の親権者やその他の法定の監督義務者(※4)
- ②「携行品損害給付金」
①基本契約本人 ②基本契約本人の配偶者(※1) ③
基本契約本人またはその配偶者(※1)と生計を共に
する同居の親族(※2) ④基本契約本人またはその配
偶者(※1)と生計を共にする別居の未婚の子(※3)
- ③「ホールインワン給付金」
①基本契約本人 ②基本契約本人の配偶者(※1)
③満24歳以下で基本契約本人と生計を共にする
未就業(※5)かつ未婚(※3)の子

上記続柄は損害の原因となった事故発生の際
におけるものをいいます。
(※1)内縁関係(同性間パートナー含む)を含みます。
(※2)親族とは、6親等以内の血族および3親等
以内の姻族をいいます。
(※3)未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。
(※4)監督義務者に代わって監督する者は親族
に限ります。
(※5)未就業とはこれまでに就職歴がないことをいいます。

●日常生活サポート特約(Ⅱタイプ)

月々600円で家族の
日常生活も補償!

1 賠償責任給付金 (注)	●日常生活において第三者の身体や所有 物に損害を与え、法律上の賠償責任を 負ったとき(自動車・バイクなどによるも のは対象外、自転車によるものは対象) ●日本国内で他人から借りた物や預 かった物を日本国内外で破損、ま たは盗まれたため、法律上の賠償 責任を負ったとき	1共済事故につき 国内無制限・国外3億円限度 免責金額なし ※示談代行サービス付(国内のみ)	
2 携行品損害給付金 (注)	●自宅から一時的に持ち出したカメ ラ、衣服、レジャー用具等の身の回り 品をこわしたり現金を盗まれたりし たとき(置き忘れや落とし物などの 紛失は対象外) 【国内・国外とも】 (3,000円以上の損害は対象外)	1共済事故につき 50万円限度 1共済事故につき免責金額3,000円 ただし、損害額が3,000円超の場合、 免責金額(自己負担額)なし	1共済事故につき 30万円限度 1共済事故につき 免責金額3,000円 ただし、損害額が 3,000円超の場合、 免責金額なし
3 ホールインワン給付金	●競技者1名以上とキャディを同伴 し、パー35以上の9ホールを正規に ラウンドして、ホールインワン・アル バトロスをしたとき 【国内のみ】	1回につき 一時金50万円 (キャディ同伴なしの場合は、ゴルフ場発行の 「ホールインワン証明書」があれば、一時金30万円)	対象となりません

(注) 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、給付金が差し引かれます。

●がん特約

お申込みにはがん特約パンフレット4頁の「がん特約申込書」のご提出が必要です。
けんこう共済基本契約とは別に健康状態の告知が必要です。詳細は、「がん特約パンフレット」で必ずご確認ください。

がん診断給付金

- 初めてがんと診断確定されたとき
- がんが再発・転移したと診断確定されたとき
- 新たにがんが生じたと診断確定されたとき

一時金**200万円**
(65歳以上は**100万円**)

●介護特約

お申込みには介護特約パンフレット6頁の「介護特約申込書」のご提出が必要です。
けんこう共済基本契約とは別に健康状態の告知が必要です。詳細は、「介護特約パンフレット」で必ずご確認ください。

介護給付金

- 公的介護保険制度 要介護2以上の認定又は所定の要介護状態になったとき

コースにより一時金
100万～500万円

2

スケールメリットを活かした割安な掛金(月額)

- 掛金および補償内容は(基本契約本人、家族契約配偶者とも) **毎年6月1日の被共済者の満年齢**によって決まります。(新規加入時の掛金年齢区分は、2022年6月1日時点の被共済者の満年齢によります)したがって、年度途中で年齢区分が上がるときは、その後迎える6月1日(5月引落日分)から掛金が変わります。
 - 掛金は毎月払とし、指定の金融機関「ねんきん共済」ご加入の場合は同じ金融機関の口座より補償開始月の当月12日(休祝日の場合は翌営業日)に、**初回掛金として2カ月分(がん特約・介護特約の同時申込の場合はその掛金を含む)**をまとめて引落とし、翌月からは1カ月分が自動引落日になります。
 - 【残高不足等で引落日ができなかった場合】 翌月に**2カ月分**、さらに引落日がなかった場合は翌月に**3カ月分**をまとめて引落日します。
(※3カ月分が引落日できなかった場合は自動脱退となりますのでご注意ください)
 - 【初回から引落日がなかった場合】 翌月に**3カ月分**、さらに引落日がなかった場合は翌月に**4カ月分**をまとめて引落日します。
(※4カ月分が引落日できなかった場合は自動脱退となりますのでご注意ください)
- *引落日がなかった場合は、その都度本人宛、郵送にてご案内いたします。
- 掛金は掛捨てです。満期返戻金、契約者配当金、解約返戻金はありません。
 - けんこう共済(特約を含む)は、電機連合の組合員およびそのOB等限られた組織内での相互扶助による独自の制度であり、年末調整・確定申告による**保険料控除の対象となりません**。また、掛金についての「**保険料控除証明書**」は発行されません。
 - 介護特約の掛金は、「介護特約パンフレット」でご確認ください。

掛金表(月額)

※Yタイプは家族契約の加入ができません。

		基本契約本人						家族契約	家族契約	がん特約	
内容	Aタイプ		Bタイプ		Cタイプ		Yタイプ	配偶者	子 供 1人につき	満年齢	掛金
	AⅠ (基本契約のみ)	AⅡ (日常生活 サポート特約付)	BⅠ (基本契約のみ)	BⅡ (日常生活 サポート特約付)	CⅠ (基本契約のみ)	CⅡ (日常生活 サポート特約付)					
満年齢											
15～29歳	2,100円	2,700円	1,700円	2,300円	1,200円	1,800円	1,000円	900円	満24歳以下の 全年齢 (3頁記載の 加入資格に ご注意ください)	0～29歳	200円
30～44歳	3,300円	3,900円	2,500円	3,100円	1,600円	2,200円		1,200円		30～44歳	400円
45～54歳	5,300円	5,900円	3,900円	4,500円	2,400円	3,000円		1,500円		45～54歳	900円
55～64歳	6,300円	6,900円	4,600円	5,200円	2,900円	3,500円		1,900円		55～64歳	1,800円
65～69歳 (休業補償給付金なし)			5,600円	6,200円	3,500円	4,100円		2,800円		65～69歳	1,400円
70～74歳	70Ⅰ型3,500円		70Ⅱ型(日常生活サポート特約付)4,100円					2,800円		70～74歳	1,700円
75～79歳	75Ⅰ型3,900円		75Ⅱ型(日常生活サポート特約付)4,500円					3,200円	75～79歳	2,000円	
80～84歳	80Ⅰ型5,100円		80Ⅱ型(日常生活サポート特約付)5,700円					4,000円	80～84歳	2,400円	

- ※ケガのみを補償する「Dタイプ」「Dコース」の掛金は、4頁をご確認ください。
- ※Yタイプは補償開始日時点で満29歳までの方のみ加入できます。ご加入後、満29歳までYタイプにご加入の方は、満30歳の継続時にCIIタイプに無告知で自動移行します。なお、満30歳の自動継続までにYタイプからCタイプ(CI・CII)へ変更する場合は、健康告知を省略(無告知)できます。
- ※満65歳以上の補償内容等の詳細は9頁をご確認ください。基本契約本人が満65歳以上の掛金には福祉会費100円を含みます。
- ※「配偶者継続コース」の掛金は家族契約配偶者の掛金とは異なります。9頁をご確認ください。

「けんこう共済」の掛金はなぜ割安なのでしょう？

電機連合は共済を自主運営する上で、不測の高額支払に備え、専門的な知識やノウハウを活用するために、損害保険を組み合わせています。損害保険を組み合わせるにあたってはスケールメリットを活かし最大の割引率(団体割引・損害率による割引)を確保しています。また、自家共済部分では営利をもとめず最小限の事務経費で運営されています。したがって、「けんこう共済」は割安な掛金で幅広い補償をご提供しています。(引受保険会社：東京海上日動火災保険(株)＝(幹事会社)、三井住友海上火災保険(株)、損害保険ジャパン(株))

●加入パターンのご注意

加入パターンは以下のうちいずれかを選択してください。特約には「日常生活サポート特約」と「がん特約」、「介護特約」があります。
Yタイプは、家族契約や日常生活サポート特約を付けることはできません。([賠償責任][携行品損害]の各給付金がセットされています)

基本契約(本人のみ)

基本契約+特約

基本契約+家族契約

基本契約+家族契約+特約

- 家族契約のみの加入はできません。基本契約本人の加入が必要です。
- 「けんこう共済」(または「けんこう共済アシスト」)に重複して加入することはできません。
- 夫婦とも組合員であり、それぞれが「基本契約」に加入する場合、お互いが「家族契約(子供を含む)」「日常生活サポート特約」「がん特約」「介護特約」を加入しあうことはできません。

3

加入資格

加入される方は、
次の(1)と(2)の要件をそなえている必要があります。
なお、「④告知の大切さに関するご案内」を必ずご確認ください。

(1) 加入対象

補償開始日時点で満64歳以下の、電機連合加盟の組合員本人およびその家族(家族とは、配偶者と子供をいい、配偶者には内縁関係(同性間パートナー含む)を含みます。子供は組合員本人と生計を共にする本人の子で、補償開始日時点で満24歳以下、未就業かつ未婚の方)。
※Yタイプは補償開始日時点で満29歳以下の電機連合加盟の組合員本人(家族契約のご加入はできません)

(2) 健康状態(申込書の告知事項欄にご記入いただきます)

申込日時点で、以下の「健康状態告知質問事項」の質問応答で「ご加入できます。」との結果となる健康状態であること。
ただし、質問4の結果により、条件付加入となる場合があります。

健康状態告知質問事項(告知書)

質問1

●加入申込日(組合受付日)現在、病気やケガで入院中、または入院が手術をすめられていますか。*1

なし *1 正常分娩に伴う入院・手術を除きます。

あり

申し訳ございませんが、1頁にご案内の基本契約や家族契約へのご加入はできません。4頁のDタイプ・Dコースのご加入をご検討ください。

質問2

●加入申込日(組合受付日)より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか。

なし

1つ以上あり

質問3

加入申込日(組合受付日)より過去1年以内に

- 「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気(アルコール・薬物依存を含む)」と医師に診断されたことがありますか。
- 「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気(アルコール・薬物依存を含む)」のため、医師から検査*2治療(投薬の指示を含みます)を受けるように指導されたことがありますか。

*2検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。ただし検査の結果が判明していない場合や経過観察中*3の場合は「あり」となります。

※「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例

がん	悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫
上皮内がん	上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成

全てなし

質問4

質問4は女性の方のみお答えください。

- 加入申込日(組合受付日)より過去1年以内に、「妊娠・分娩に伴う異常」と医師に診断されたこと、または「妊娠・分娩に伴う異常」のため医師の指示による検査*2・治療(投薬の指示を含みます)を受けるように指導されたことがありますか。
- 加入申込日(組合受付日)時点で妊娠しており、
 - ・「妊娠・分娩に伴う異常」と医師に診断されたこと、または「妊娠・分娩に伴う異常」のため医師の指示による検査*2・治療(投薬の指示を含みます)を受けるように指導されたことがありますか。
 - ・前回の妊娠時に「妊娠・分娩に伴う異常」と医師に診断されたこと、または「妊娠・分娩に伴う異常」のため医師の指示による検査*2・治療(投薬の指示を含みます)を受けるように指導されたことがありますか。

*2検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。ただし検査の結果が判明していない場合や経過観察中*3の場合は「あり」となります。

※「妊娠・分娩に伴う異常」に該当する病気の例

切迫流産、切迫早産、帝王切開、前期破水、前置胎盤、妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)、妊娠糖尿病、羊水過多症、骨盤位(逆子)、悪阻(つわり)、多胎妊娠(双子以上の妊娠)、吸引分娩、鉗子分娩、子宮外妊娠 等

全てなし

1つ以上あり

ご加入できます。

ご同意いただける場合はご加入できますが、「妊娠・分娩に伴う異常」に関わる疾病は補償開始日から1年の間、給付金はお支払い対象外になります。=条件付加入

ご注意

■検査結果待ちの場合は、医師の診察・診断を受けた後、告知をしてください。

■*2「検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。」について

・健康診断の結果、「異常なし」の場合は、告知の対象になりません。(他の項に該当しない場合はご加入できます)

■*3「経過観察」について

・経過観察終了とは、「医師が完治・治癒と診断」、「医師による検査の指示がなくなった状態」をいいます。

・がんの治療後、転移や再発の観点から医師による経過観察(検査)中に、検査結果が「異常なし」の状態が継続していたとしても、「経過観察」に該当するため、告知の対象となります。(ご加入できません)

・医師より、「検査の必要もなし」と診断された日付から、1年を経過した後より告知の対象となりません。(他の項に該当しない場合はご加入できます)

(3) 3頁.③. (2) の健康状態告知の質問1・2への回答が「あり」、または質問3の回答が「1つ以上あり」に該当する方は、次のケガを補償するDタイプやDコースにご加入ください。質問1・2への回答が「あり」、または質問3の回答が「1つ以上あり」に該当しない方は、DタイプやDコースにご加入できません。

・組合員本人が基本契約Dタイプに加入すれば、家族契約や「日常生活サポート特約（基本契約本人の掛金+月額600円）」、「がん特約」、「介護特約」を付けることができます。

給付金種類	給付内容 (国内・国外とも補償)	基本契約本人 Dタイプ	家族契約 Dコース	
		15～84歳 掛金(月額)600円*1	配偶者※ 掛金(月額)500円	子 供 掛金(月額)400円
ケガ入院給付金	●ケガで入院したとき ●事故日から365日以内の入院に限ります (1頁の「入院給付金(がん以外)」と給付内容が異なりますのでご注意ください。)	1日あたり 5,000円	1日あたり 5,000円	1日あたり 5,000円
ケガ通院給付金	●ケガで通院したとき、事故日から180日以内の通院治療日数分を90日限度	1日あたり 2,000円	1日あたり 2,000円	1日あたり 2,000円
災害死亡給付金	●不慮の事故(ケガ)で死亡したとき	一時金200万円	一時金200万円	一時金200万円
後遺障害給付金	●ケガで後遺障害が生じたとき	1共済事故につき程度により 一時金8～200万円	1共済事故につき程度により 一時金8～200万円	1共済事故につき程度により 一時金8～200万円
手術給付金	●ケガで所定の手術を受けたとき(事故日から180日以内)	手術1回につき種類により 5・10・20万円	手術1回につき種類により 5・10・20万円	手術1回につき種類により 5・10・20万円
先進医療費用給付金	●ケガで先進医療を受けたとき	通算2,000万円限度	通算2,000万円限度	通算2,000万円限度
先進医療サポート給付金	●ケガで先進医療費用給付金をお支払いするとき	一時金10万円	一時金10万円	一時金10万円
長期療養給付金*3	●ケガで180日以上継続して入院したとき	1共済事故につき 一時金30万円	1共済事故につき 一時金15万円	1共済事故につき 一時金15万円
超・長期療養給付金*2	●ケガでの入院給付金が一共済事故で365日分になるとき	一時金100万円 (加入から脱退まで1回のみ)	対象となりません。	対象となりません。
救援者費用給付金*3(注)	●旅先(含む海外)の事故で要する捜索・救助費用の実費 ●自宅外で傷害による死亡・入院(14日以上)の場合に、親族の現地入り費用・遺体移送費用等	1共済事故につき実費を500万円限度	1共済事故につき実費を500万円限度	1共済事故につき実費を500万円限度

(注) 他の保険契約または共済契約から保険金や給付金が支払われた場合には、給付金が差し引かれます。
*1基本契約本人が満65歳以降の継続契約でDタイプ加入の場合は、福祉会費月額100円が加わります。
*2基本契約本人が満70歳以降の継続契約では、超・長期療養給付金がなくなります。
*3基本契約本人、家族契約配偶者が満75歳以降の継続契約では、長期療養給付金と救援者費用給付金なくなります。

※配偶者継続コースも同じ補償となりますが、掛金は異なります。9頁をご確認ください。

4 告知の大切さに関するご案内

新規ご加入時または給付金額の増額など補償内容を拡大する場合等に補償の対象となる方について健康状態の告知が必要となります。

下記の内容をご確認いただき、ご不明な点等詳細につきましては、電機連合福祉共済センターにご照会ください。

- 告知書はご加入される方ご自身がありのまににご記入ください(注)。
告知の内容が正しくないと、ご加入が解除され、給付金をお受け取りいただけない場合があります。また、お支払いいただいた掛金は、お返しできない場合があります。(注) ご家族の方を補償の対象とする場合には、ご家族の方ご自身がご記入ください。未成年の場合は、親権者を代表して、加入者本人が署名してください。
- 傷病歴がある場合、1 頁の基本契約および家族契約のお引受けは次の A ～ C のいずれかになります。
A：特別な条件を付けずにご加入していただけます。
B：特別な条件付きでご加入していただけます。
C：今回はご加入できません。(上記の D タイプや D コースのご加入をご検討ください)
- けんこう共済基本契約で告知いただく内容の例は次のとおりです。
① 入院や手術の有無(予定を含みます)
② 健康状態告知質問事項の病気・症状について、過去 1 年以内の医師の指示による検査(健康診断・人間ドックにおける異常指摘を含む)・治療(がんなどの経過観察や投薬の指示を含む)の有無など(詳しくは 3 頁をご覧ください)

上記の例では以下のケースもすべて告知が必要です。
・現在、医師に入院・手術を勧められている。 ・健康状態告知質問事項の病気・症状で過去 1 年以内に入院したが、現在は完治している。

● ご加入後、給付金ご請求時等に告知内容についてご確認させていただく場合があります。

ご注意ください

- 新たな保険(共済)契約への乗り換えの場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは 11 ～ 12 頁の重要事項説明書をご確認ください。
- 告知すべき内容を後日思い出された場合には、電機連合福祉共済センターまでご連絡ください。
- タイプ・コース変更で給付金額の増額など補償内容を拡大する場合、あらためて告知が必要となります。
- 健康状態告知を要するご契約の加入時または補償内容を拡大する場合に告知内容が不正確であることが判明した場合、契約が解除され、給付金(注)がお受け取りいただけない場合があります。(告知義務違反による解除)
(注) 給付金額を増額された場合は、増額した部分が解除され給付金をお受け取りいただけないことがあります。

「健康状態告知質問事項」の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

・この項は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、電機連合福祉共済センターにご照会ください。

5

スケジュール (新規加入時の掛金は、補償開始月に2カ月分のお支払い(口座振替)となります)

●新規加入

毎月加入ができます。(5月1日補償開始は除く)加入申込書は所属の労働組合経由でお手続きください。組合によって募集時期が異なる場合がありますので、所属の労働組合にご確認ください。

組合での新規加入 申込書受付期間	福祉共済センター 申込書締切日	補償開始日(※1) (午前0時から)	第1回掛金引落日(※2) (初回は2カ月分)	加入者票の送付
2022年 2～3月	4月12日(火)	6月1日	6月13日(月)	6月中旬
4月	5月12日(木)	7月1日	7月12日(火)	7月中旬
5月	6月10日(金)	8月1日	8月12日(金)	8月中旬
6月	7月12日(火)	9月1日	9月12日(月)	9月中旬
7月	8月 5日(金)	10月1日	10月12日(水)	10月中旬
8月	9月12日(月)	11月1日	11月14日(月)	11月中旬
9月	10月12日(水)	12月1日	12月12日(月)	12月中旬
10月	11月11日(金)	2023年1月1日	2023年1月12日(木)	2023年1月中旬
11月	12月12日(月)	2023年2月1日	2023年2月13日(月)	2023年2月中旬
12月	2023年1月12日(木)	2023年3月1日	2023年3月13日(月)	2023年3月中旬
2023年 1月	2023年2月10日(金)	2023年4月1日	2023年4月12日(水)	2023年4月中旬

※1 補償期間は、補償開始日より2023年5月31日午後12時までとなります。 ※2 第1回掛金引落日に、2カ月分のお支払い(口座振替)となります。

●家族の追加加入、タイプ変更、特約の追加加入など

以下の手続きは基本契約補償開始後から毎月可能です。毎月15日福祉共済センター締切で、翌月12日(休祝日の場合は翌営業日)に口座引落しする掛金から変更、翌々月の1日から補償内容変更となります。所属の労働組合経由でお手続きください。

- ①家族の追加加入：加入資格を満たしていることが必要です。加入資格は3頁をご確認ください。
- ②補償額が増すタイプ(BI→AI、D→基本契約など)への変更：加入資格を満たしていることが必要です。(Y→Cは除く)加入資格は3頁をご確認ください。
(日常生活サポート特約の追加加入・補償額が減るタイプへの変更は、要件なく手続き可能です)
- ③がん特約・介護特約の追加加入：けんこう共済基本契約とは別に加入資格を満たしていることが必要です。加入資格は「がん特約パンフレット」、「介護特約パンフレット」をご確認ください。
- ④住所変更・改姓・口座変更・脱退

6

ご契約上の注意点

●自動継続・補償期間

補償開始日以降、脱退のお申し出がない限り、毎年6月1日付で自動継続となります。以降、基本契約本人・配偶者は所属の労働組合(福祉会会員は福祉会)が認めれば、満85歳(6月1日生まれは、満84歳)になって最初に到来する5月末日まで加入できます。また子供は、満25歳(6月1日生まれは、満24歳)になって最初に到来する5月末日をもって契約は終了します。(ただし就業したり、結婚した時はその時点で脱退のお手続きが必要となります)なお、契約終了時に特約の加入がある場合、特約も含んで契約は終了します。

自動継続後のご契約内容は、毎年4月頃にご登録住所に郵送します。毎年6月1日の満年齢によって、掛金・ご契約内容に変更が生じる場合がありますので、必ずご確認ください。

●組合員でなくなったとき

組合員でなくなった時は、原則として脱退の手続きをしていただきます。ただし、次の場合に限り所属の労働組合が認めれば継続加入できます。所属の労働組合にご相談ください。

- ①退職した場合
- ②管理職になるなど、組合員でなくなった場合

●基本契約本人が満65歳時の自動継続の取扱い……「電機連合福祉共済会」へ入会

基本契約本人が満65歳(6月1日生まれは満64歳)を迎えた次の6月1日から電機連合福祉共済会(福祉会)へ入会していただきます。入会后、電機連合福祉共済センター内に設置している福祉会事務局において、会員に対して、給付金請求手続き、契約の管理等の対応を労働組合に代わって行います。福祉会運営の諸経費として福祉会会費(月額100円:基本契約本人のみ)をけんこう共済の月額掛金に含めて口座引落しします。

満65歳以降の補償内容・掛金は9頁でご確認ください。

●基本契約本人が死亡、または満85歳契約満了時の配偶者の取扱い……「配偶者継続コース」へ移行できます

基本契約本人が死亡または満85歳契約満了時に、配偶者が家族契約に加入していた場合、所属の労働組合(福祉会会員は福祉会)が認めれば、電機連合福祉共済会へ入会し、死亡時または契約満了時に加入していた家族契約(子供)、日常生活サポート特約、がん特約、介護特約と同内容で「配偶者継続コース」に移行し、継続加入することができます。詳細は、「配偶者継続コース移行のご案内」(パンフレット)でご確認ください。掛金は9頁でご確認ください。

●他の保険(共済)と重複する場合の取扱い

- ①救済費用給付金を除く基本契約、ホールインワン給付金、がん特約、介護特約は、他の保険(共済)と重複する場合でも、給付金は重ねてお支払いします。
- ②救済費用給付金、賠償責任給付金、携行品損害給付金は、他の保険契約または共済契約から保険金または給付金が支払われた場合には、給付金は差し引かれます。

補償開始日以降に発生した不慮(急激かつ偶然な外来)〔以下同様〕の事故や疾病などを対象に、つぎの給付金をお支払いします。

給付金や制度改定に関する経過規定等、制度の詳細は電機連合けんこう共済規程、電機連合けんこう共済運営細則および引受損害保険会社の約款等によりまします。
(「ご加入者のしおり」でご確認ください)

2022年6月1日時点の補償内容です。

給付金をお支払いする主な場合(抜粋)

「被共済者」とは「補償の対象となる方」をいいます

入院給付金(がん)

- 被共済者ががんと診断確定され、かつ、がんの治療を目的として入院した場合に、入院の1日目から退院までお支払いします。(再入院の場合も同じです)
- 入院中、新たな事由により入院する場合、重複してのお支払いはしません。
- 満75歳以降の継続契約では、1共済事故につき、365日分がお支払いの限度です。

入院給付金(がん以外)

- 被共済者が病気やケガ(急激かつ偶然な外来の事故)によって身体に被った傷害。以下同様の治療を目的として病院または診療所に入院した場合に、入院の1日目からお支払いします。
- 1共済事故について、休業補償給付金と通算して365日分がお支払いの限度です。
- 同一の事由により2回以上入院された場合は、1回の入院とみなし入院日数を通算しますが、退院日後(基本契約本人の場合は就労不能期間を含む)180日を経過した日の翌日以降に再び入院された場合は、新たな入院とみなします。ただし、同一事由や医学的に関係の深い事由による入院は、加入後脱退されるまで休業補償給付金と合算して通算1000日分を限度とします。
- 妊娠・分娩による入院は、異常妊娠・分娩(公的医療保険制度適用の治療を受けていること)である場合にお支払いします。
- 精神障害による入院は、加入時から脱退まで180日を限度として入院給付金(がん以外)と同額をお支払いします。
- 入院中、新たな事由により入院する場合、重複してのお支払いはしません。

ケガ入院給付金(Dタイプ及びDコースのみ)

- 「入院給付金(がん以外)」に準じて給付金をお支払いしますが、ケガの治療を目的として入院する場合のみ給付金をお支払いします。事故発生の日から、その日を含めて365日を経過した後の入院についてはお支払いしません。(ケガが対象です。病気は対象となりません)

休業補償給付金

- 被共済者(基本契約本人)が病気やケガの治療を目的として、医師等(ケガの場合は柔道整復師を含みます)の治療を受けている状況下(初診から終診まで)で、医師等の指示により業務に全く従事できず休業(自宅療養=就労不能)した日が5日以上継続した場合(休業前に続けて入院した場合は入院日数を通算します)に、継続して休業した5日目からお支払いします。(医師等の治療を受けていない状態での自宅療養等に対しては、お支払いしません)なお、5日以上継続入院の前に続けて休業した場合(休業日は1日も構いません。ただし、休業日が2日以上の場合は継続していることが必要です)は休業日の1日目からお支払いします。
- 1共済事故につき入院給付金と通算し365日分がお支払いの限度です。がんて入院した場合は、365日分までは入院給付金(がん)と通算してお支払いし、365日分を超えると入院給付金(がん)のみをお支払いし休業補償給付金はお支払いしません。
- 同一事由や医学的に関係の深い事由による休業は入院日数と通算し1000日分を限度とします。
- 妊娠・分娩による休業は、異常妊娠・分娩(公的医療保険制度適用の治療を受けていること)である場合にお支払いします。
- 精神障害による休業は、休業補償給付金の対象となりませんが、休業補償給付金の支払基準により、1共済事故で給付認容日数が30日以上になるときは精神障害休業一時金(10万円)をお支払いします。なお、契約年度が改まっても、精神障害休業一時金は加入後脱退されるまで1回の給付を限度とします。
- 休業中、新たな事由により入院及び休業をする場合、重複してのお支払いはしません。
- 入院給付金(がん・がん以外とも)と重複してのお支払いはしません。
- 満65歳以降の継続契約では、この給付金はお支払いしません。

通院給付金(ケガのみ)

- 被共済者が不慮の事故(交通事故を含みます)でケガ(急激かつ偶

然な外来の事故によって身体に被った傷害)をして、医師等(柔道整復師を含みます)の治療を受けるために、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院した場合に、1共済事故について90日分を限度とし、通院の実日数にたいしてお支払いします。なお、通院日数には、通院しない場合であっても、医師等の治療により骨折、脱臼、靱帯損傷などのケガにより所定の部位を固定するためにギプス等*を常時装着したときは、その装着日数を含みます。
※ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレースおよび三内式シーネをいいます。

- 通院中、新たな事由により通院する場合、重複してのお支払いはしません。
- 入院給付金と重複してのお支払いはしません。

疾病死亡給付金

- 被共済者が疾病で死亡した場合に、一時金をお支払いします。
- 満75歳以降の継続契約では、この給付金はお支払いしません。

災害死亡給付金

- 被共済者が不慮の事故でケガをして、事故発生の日から、その日を含めて180日以内に死亡した場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます)に、一時金をお支払いします。180日を超えて死亡した場合は、疾病死亡給付金をお支払いします。
- 1共済事故につきすでに支払った後遺障害給付金がある場合は、災害死亡給付金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。

後遺障害給付金

- 被共済者が不慮の事故(交通事故を含みます)を直接の原因として、事故発生の日から、その日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度によりお支払いします。
- 1共済事故につき災害死亡給付金額が限度となります。

手術給付金

- 被共済者が病気やケガの治療を直接の目的として病院または診療所において所定の手術をした場合に、お支払いします。なお、放射線照射(温熱療法を含む)も種類や線量により、お支払いします。
- 給付対象手術に該当しない手術であっても、手術をするために入院を伴う場合、給付金をお支払い出来る場合があります。

対象となる手術(含むがん手術)の例	給付金
悪性新生物根治手術	25万円
子宮全摘除術、頭蓋内手術、胃切除術 など	20万円
その他の悪性新生物手術(根治手術以外)	15万円
水晶体再建術、帝王切開娩出術、肝臓・胆嚢・胆道・脾臓手術、脊椎・骨盤観血手術 など	10万円
内視鏡的大腸ポリープ粘膜切除術、皮膚・皮下腫瘍摘出術、ヘルニア根本手術、痔核根本手術、虫垂切除術 など	5万円

- 同時(同日)に2種類以上の手術を受けた場合は、最も給付金の高い手術1種類についてのみ給付金をお支払いします。

先進医療費用給付金

- 被共済者が「厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われる医療のうち、先進医療として厚生労働大臣が定めた医療」を受けた場合に、自己負担になる技術料相当額をお支払いします。
- 受療時点で先進医療に該当しない場合はお支払いしません。

先進医療サポート給付金

- 先進医療費用給付金をお支払いするとき、一律10万円をお支払いします。
- 複数回にわたって一連の療養を受けた場合は、1回の療養とみなします。

☞次ページに続く

がん退院給付金

- 被共済者が、がん入院給付金の給付事由に該当する入院を20日以上継続した場合の退院時に、一時金をお支払いします。ただし、転院、一時的な帰宅時、死亡退院時の場合は除きます。
- 休業補償給付金と重複してお支払いします。
- 満75歳以降の継続契約では、この給付金はお支払いしません。

長期療養給付金

- 被共済者が入院給付金(がん・がん以外を問わず)の給付事由に該当する入院を180日以上継続した場合に、一時金をお支払いします。ただし、1共済事故につき1回のみとします。
- 満75歳以降の継続契約では、この給付金はお支払いしません。

超・長期療養給付金

- 被共済者(基本契約本人のみ)の入院給付金(がん以外)と休業補償給付金の給付日数が、1共済事故で1年6カ月の間に365日分になる場合に、一時金をお支払いします。(がんの場合を除きます)なお、加入後、脱退されるまで、病気やケガの事由を問わず1回のみとします。
- 満70歳以降の継続契約では、この給付金はお支払いしません。

救済者費用給付金

- 被共済者に次のいずれかの事由が生じた場合に、捜索救助費用、遺体の移送費用、被共済者の親族が現地に駆けつけるための交通費、宿泊費等の実費を1共済事故につき500万円限度でお支払いします。
 - ①搭乗していた航空機や船舶が行方不明または遭難した場合
 - ②ケガ(急激かつ偶然な外来の事故)によって、被共済者の生死が確認できない場合または緊急な捜索救助が必要と警察等の公的機関が認めた場合
ただし、被共済者の生死判明後、または被共済者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了後、現地に赴く救援者にかかる費用(交通費・宿泊料)はお支払い対象となりません。
 - ③被共済者が居住する住宅外において被ったケガを直接の原因として、事故日からその日を含めて180日以内に死亡、または継続して14日以上入院した場合
- 実費の認定については、a 救済者は2名まで b 交通費は1往復のみ c 宿泊料は14日分限度 d 渡航手続費、通信費、現地での交通費、遺体処理費など諸雑費は国外事故なら20万円、国内事故なら3万円の限度等の制限があります。
- 満75歳以降の継続契約では、この給付金はお支払いしません。

ドナー給付金

- 被共済者が骨髄採取手術を受けたとき(骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます)に、そのために要した入院日数に4日を加えた日数に、入院給付金(がん以外)日額を乗じた額をお支払いします。

日常生活サポート特約

賠償責任給付金

- 被共済者が国内外において次のいずれかの事由により、法律上の賠償責任を負う場合に、お支払いします。
 - ①日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合
 - ②居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合
 - ③電車等(※1)を運行不能にさせた場合
※1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具
 - ④国内で受託した財物(受託品※2、3)を壊したり盗まれた場合
※2 受託品に含まれないもの
自動車、原動機付自転車、船舶、手形その他の有価証券、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、通貨、貴金属、宝石、美術品、不動産、データやプログラムの無体物、受託した地および時における価額が1個または1組で100万円を超える物 等
※3 受託品をお支払いしない場合
①被共済者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
②差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
③受託品が通常有する性質や性能を欠いていること

- ④自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い
- ⑤受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損
- ⑥受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- ⑦受託品の電氣的または機械的事故
- ⑧受託品の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます)
- ⑨詐欺または横領
- ⑩風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入
- ⑪受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等

- この給付金の被共済者は次のとおりです。

- ①基本契約本人
- ②基本契約本人の配偶者(※1)
- ③基本契約本人またはその配偶者(※1)と同居の親族(※2)・別居の未婚(※3)の子
- ④基本契約本人が未成年者または賠償事故を起こした共済の対象となる方(①～③)が責任無能力者等の場合、その方の親権者やその他の法定の監督義務者(※4)

上記続柄は損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

※1 内縁関係(同性間パートナー含む)を含みます。

※2 親族とは、6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。

※3 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

※4 監督義務者に代わって監督する者は親族に限ります。

- 次のいずれかの事由によって生じた損害および、次の損害賠償責任を負担することによって被る損害についてはお支払いの対象となりません。

- ①被共済者の故意によって生じた損害
- ②地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ③職務の遂行に直接起因する損害(ただしゴルフの競技または指導を職業としている方以外のゴルフ接待中は対象)
- ④賠償責任給付金の被共済者に規定する者及びその同居の親族に対する損害賠償責任
- ⑤第三者との間の特別な約定による損害賠償責任
- ⑥被共済者が所有、使用または管理する財物(ただし受託品や、宿泊可能な施設の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートは対象)の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任
- ⑦暴行・心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧自動車(原動機付自転車を含む)、航空機、船舶、または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任(ただし自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートは対象) 等

- 国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合を除きます)について、損害保険会社による示談交渉を行います。保険会社の承認を得ないで示談した場合、示談額が支払われないことがあります。

- 示談代行について、相手方の同意が得られない場合や被共済者に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談代行はできませんのでご注意ください。

- 事故等に発生する様々な費用(訴訟費用・損害の発生または拡大防止に要した費用、緊急措置について要した費用等)についてお支払いできる場合があります。

携行品損害給付金

- 被共済者が国内外において居住する住宅から被共済者によって一時的に持ち出された、または住宅外において携行中、もしくは住宅外で取得し持ち帰るまでの被共済者の所有する(借りたもの、預ったものは除きます)身の回り品(カメラ、衣服、メガネ、バッグ、ゴルフクラブなど)に、不測かつ突発的な事故によって損害が生じた場合に、お支払いします。

- この給付金の被共済者は次のとおりです。

- ①基本契約本人
- ②基本契約本人の配偶者(※1)
- ③基本契約本人またはその配偶者(※1)と生計を共にする同居の親族(※2)
- ④基本契約本人またはその配偶者(※1)と生計を共にする別居の未婚(※3)の子

上記続柄は損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

※1 内縁関係(同性間パートナー含む)を含みます。

※2 親族とは、6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。

※3 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

- 携行品に直接発生した損害に対し、限度額を上限として時価額に基づいて算定します。

全損の場合…損害額が3,000円を超える場合、時価額または限度額のいずれか低い額をお支払いします。

分損の場合…事故発生直前の状態に復するための修理費用を損害額とし、損害額が3,000円を超える場合、時価額を限度にお支払いします。

※損害額が3,000円以下の場合、お支払い対象となりません。

※給付金をお支払いした場合でも、年間の限度額から減額されません。

- 次の物はお支払いの対象となりません。

①自動車、自転車、原動機付自転車、船舶(水上バイク、ヨット、モーターボートおよびボートを含む)、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ハンググライダー、パラグライダー、ラジコン模型(ドローン含む)、およびこれらの付属品

②義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの

③預貯金証書、手形等の有価証券(小切手を除きます)、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、図案、設計書、帳簿など

④携帯電話、スマートフォンなどの通信端末機器、携帯式通信機器、電子辞書、電子手帳、ノート型パソコン、ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

⑤動物、植物等の生物 等

- 次の場合はお支払いの対象となりません。

①置き忘れ、紛失

②自然の消耗、劣化、蒸れ、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、かび、さび、変質、変色、ねずみ食い、虫食い、携行品の電氣的または機械的事故等によって生じた損害(火災または破裂・爆発が発生した場合や不測かつ突発的な外来の事故として発生した場合を除きます)

③詐欺や横領による損害

④台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ、落石等の水災によって生じた損害 等

ホールインワン給付金(日本国内のみ)

- 基本契約本人および配偶者(※1)と満24歳以下で基本契約本人と生計を共にする未就業かつ未婚の子供(※2)が、他の競技者1名以上と同伴し、かつゴルフ場所属のキャディを補助者として使用し、基準打数(パー)35以上の9ホールを正規にラウンドするゴルフ競技中にホールインワン・アルバトロスを達成した場合に、一時金50万円をお支払いします。

※1 内縁関係(同性間パートナー含む)を含みます。

※2 未就業・未婚とは、これまでに就職歴・婚姻歴がないことをいいます。

- ゴルフ場所属のキャディを補助者として使用していない場合には、2003年6月1日以降のホールインワン・アルバトロスは、次の①・②のいずれかの証明書類等が提出できる場合に限り、一時金30万円をお支払いします。なお、ホールインワンのお祝い事で出費した証明書類等(領収書:金額が30万円以上である必要はありません)の添付を要します。

①同伴者名の記入があるゴルフ場の証明書(届出証明書では不可)

②コンペ主催者の証明書(ゴルフ場、労働組合、会社等団体主催のものに限り。コンペ案内状の添付を要します)

- 次の場合はお支払いの対象となりません。

①パターゴルフ、ケイマンゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ競技

②勤務もしくは、経営しているゴルフ場で行ったとき

③ゴルフの競技または指導を職業としているとき

がん特約

がん診断給付金

- 被共済者が次のいずれかに該当した場合に、一時金をお支払いします。

①初めてがんと診断確定されたとき。

②この契約が継続契約(新規加入後次の6月1日以降)である場合において、原発がん^(注1)が治療したことにより、治癒または寛解状態^(注2)となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき。

③原発がん^(注1)とは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合。(注1)この契約の加入から連続して継続されてきた期間中に既に診断確定されたがんをいいます。

(注2)がんが認められない状態をいいます。

- がん診断給付金のお支払いは、被共済者ごとに1年1回に限り、①～③に該当しても2回目以降のがん診断給付金のお支払いは、給付金のお支払い有無にかかわらず、それ以前の最終の診断確定日から、その日を含めて1年を超えた期間が経過していることを要します。

- がんの診断確定は、病理組織学的所見により医師等によって診断されることを要します。

- 補償開始日前にがんと診断されていた場合は、加入者、被共済者または給付金受取人のその事実の知、不知にかかわらずがん特約は無効となり、給付金はお支払いしません。(この場合お支払いいただいた掛金をお返しできない場合があります)

給付金の種類により該当しない場合があります

給付金をお支払いしない主な場合<共通>

次の場合は、給付金をお支払いしません。

<次のいずれかに該当する事由によって生じた場合>

①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動。(ただし、テロ行為による傷害、入院、休業、手術給付金等、賠償責任はお支払いします)

②地震、噴火、またはこれらによる津波。(ただし、基本契約本人について、入院、休業補償、後遺障害および災害死亡給付金を1/2相当額お支払いします)

③核燃料物質もしくは核燃料物質に汚染されたものの放射性、爆発性、その他の有害な特性、またはこれらの特性の作用またはこれらの特性に起因する事由。

④①～③までの事由によって発生した事故の拡大、秩序の混乱。

<次のいずれかに該当する場合>

⑤被共済者、給付金受取人の故意または重大な過失によるとき。なお、この場合、共済契約を解除することがあります。(ただし、賠償責任については重過失と受取人の故意はこの限りではありません)

⑥被共済者の闘争行為、犯罪行為、および自殺行為(補償開始後1年を超えた自殺行為による死亡には、疾病死亡給付金をお支払いします)によるとき。(ただし、受託品を除く賠償責任はこの限りではありません)

⑦被共済者が法令に定める運転資格を持たないで自動車・原動機付自転車を運転している場合、または道路交通法第65条1項に定める酒気を帯びた状態で自動車・原動機付自転車を運転している場合に生じた事故によるとき。

⑧被共済者の薬物依存によるとき。

⑨被共済者に対する刑の執行によって生じた疾病や傷害。

⑩美容上の処置(美容整形、歯の矯正手術を含みます。乳がんによる乳房再建術を除きます)、インプラント等、視力矯正手術(レーシック等)、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、不妊治療や体外受精、臓器移植提供(ただし、骨髄採取手術については、ドナー給付金をお支払いします)、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院、入院治療を必要としな

い介護を主たる目的とする入院等で被共済者の病気やケガの治療を目的としない場合。(ただし、定期健康診断で異常が認められ、医師の指示によりその精査目的で検査入院等を実施した場合は給付金をお支払いします)

⑪給付請求権が発生してから3年以上経過したとき。(ただし、給付金を支払うために必要な事項が確認できるときにはお支払いします)

⑫加入者・被共済者の「健康状態告知質問事項」への回答に事実と相違があったとき。この場合、契約も解除され、掛金の返戻もありません。

⑬精神障害による発病前発病について、補償開始日より1年以内に給付事由が発生した場合の給付金。

<次のいずれかに該当する傷害(以下、ケガ通院、Dタイプ・Dコースのケガ入院、災害死亡、後遺障害をいいます)、およびその傷害に起因する救済費用(ただし、Dタイプ・Dコース以外は病気として給付対象となる入院、休業、手術、疾病死亡給付金等はお支払いします)>

⑭被共済者の脳疾患、疾病、心神喪失、また、妊娠関連によって生じた傷害。

⑮被共済者の細菌性およびウイルス性食中毒によるとき。

⑯被共済者の職業病、テニス肩またムチ打ち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のない急激かつ偶然な外来の事故に起因しない症状によるとき。

⑰被共済者が自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に被った傷害。(ただし、その傷害に起因する救済費用はお支払いします)

⑱被共済者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被った傷害。

⑲外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害。(ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、給付金を支払うべき傷害の治療による場合には給付金をお支払いします) 等

8

満65歳以降の補償内容・掛金(月額)

〔国内・国外とも補償〕

6～8頁に補償内容(抜粋)を記載してあります。
詳細は、ご加入後に送付する「ご加入者のしおり」でご確認ください。

- 基本契約** ※満64歳までAタイプにご加入の基本契約本人は、満65歳の自動継続時にBタイプに移行します。
※満69歳までBまたはCタイプにご加入の基本契約本人は、満70歳の自動継続時に70タイプに移行します。
※Dタイプ・Dコースの補償内容・掛金は4頁でご確認ください。

加入者			基本契約本人					家族契約・配偶者				
満年齢			65～69歳		70～74歳	75～79歳	80～84歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	
加入タイプ(IIは日常生活サポート特約なし)			BI	CI	70I	75I	80I	2,800円	2,800円	3,200円	4,000円	
月額の掛金(福祉会費100円含む)			5,600円	3,500円	3,500円	3,900円	5,100円					
1	入院給付金	がん	初日から退院まで		初日から退院まで	初日から365日分限度		初日から退院まで		初日から365日分限度		
			1日あたり 20,000円	1日あたり 15,000円	1日あたり 15,000円	1日あたり 10,000円	1日あたり 5,000円	1日あたり 10,000円	1日あたり 10,000円	1日あたり 5,000円		
	がん以外	初日から365日分限度		初日から365日分限度			初日から365日分限度					
		1日あたり 10,000円	1日あたり 5,000円	1日あたり 3,000円		1日あたり 5,000円	1日あたり 3,000円					
2	休業補償給付金		対象となりません					対象となりません				
3	通院給付金(ケガのみ)		1日あたり 2,000円					1日あたり 2,000円				
4	疾病死亡給付金		一時金 100万円			対象となりません			一時金 100万円		対象となりません	
5	災害死亡給付金		一時金 200万円					一時金 200万円				
6	後遺障害給付金		1共済事故につき程度により 一時金 8万～200万円					1共済事故につき程度により 一時金 8万～200万円				
7	手術給付金	がん	手術1回につき種類により 5・10・15・25万円			手術1回につき 種類により 5・10・20万円		手術1回につき種類により 5・10・15・25万円		手術1回につき 種類により 5・10・20万円		
		がん以外	手術1回につき種類により 5・10・20万円					手術1回につき種類により 5・10・20万円				
8	先進医療費用給付金		通算2,000万円限度					通算2,000万円限度				
9	先進医療サポート給付金		一時金 10万円					一時金 10万円				
10	がん退院給付金		1退院につき 一時金 20万円			対象となりません			1退院につき 一時金 20万円		対象となりません	
11	長期療養給付金		一時金 30万円			対象となりません			一時金 15万円		対象となりません	
12	超・長期療養給付金		一時金 100万円		対象となりません			対象となりません				
13	救援者費用給付金		1共済事故につき 500万円限度			対象となりません			1共済事故につき 500万円限度		対象となりません	
14	ドナー給付金		一時金 入院給付金(がん以外)日額×(入院日数+4日)					一時金 入院給付金(がん以外)日額×(入院日数+4日)				

●**日常生活サポート特約**(日常生活サポート特約付きの契約タイプは、BII・CII・70II・75II・80II・HAI・HDIとなります)

月額の掛金		+600円
1	賠償責任給付金	1共済事故につき 国内 無制限 ・国外 3億 円限度 (免責金額なし※示談代行サービス付(国内のみ))
2	携行品損害給付金	1共済事故につき 50万円 限度 (1共済事故につき免責金額 3,000円 。 ただし、損害額が 3,000円 超の場合、免責金額(自己負担額)なし。)
3	ホールインワン給付金(国内のみ)	1回につき 一時金50万円 (キャディ同伴なしの場合、ゴルフ場発行の ホールインワン証明書等があれば、一時金 30万円)

日常生活サポート特約は基本契約本人が加入すれば、
本人を含め配偶者等が被共済者になります。各給付金
の被共済者は7～8頁でご確認ください。

●**がん特約**

月額の掛金		+1,400円	+1,700円	+2,000円	+2,400円	+1,400円	+1,700円	+2,000円	+2,400円
がん診断給付金		がんと診断されたとき 一時金 100万円				がんと診断されたとき 一時金 100万円			

※上記記載内容は、満65歳以降の基本契約本人(福祉会会員)と満65歳以降の家族契約・配偶者の補償対象および給付金額を一覧表にしたものです。給付内容等につきましては、1頁補償内容以降に記載しておりますので、ご確認ください。

●**配偶者継続コース**(日常生活サポート特約付きの契約タイプは、HAI・HDIとなります)

コース	満年齢	15～29歳	30～44歳	45～54歳	55～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳
HAI(日常生活サポート特約・無)		1,200円	1,500円	2,200円	2,600円	3,400円	3,400円	3,900円	5,100円
HAI(日常生活サポート特約・有)		1,800円	2,100円	2,800円	3,200円	4,000円	4,000円	4,500円	5,700円
H D		HDI(ケガのみ、日常生活サポート特約・無)700円、HDI(ケガのみ、日常生活サポート特約・有)1,300円							

※がん特約・介護特約がある場合は各特約の月額掛金を加えてください。※掛金には福祉会費100円を含みます。

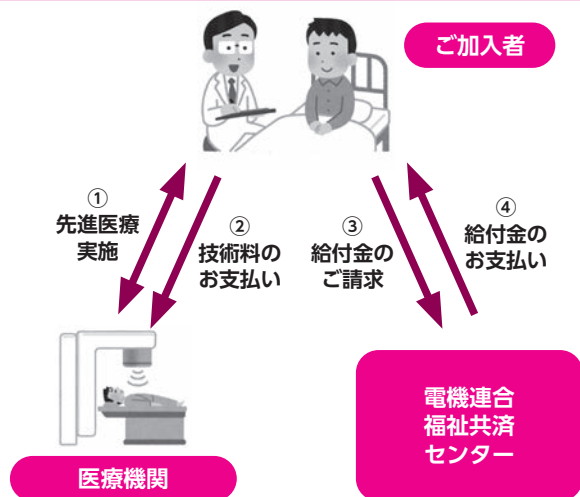
① 新規加入時の健康状態告知質問事項を簡素化します

3頁の通りけんこう共済加入時の「健康状態告知質問事項」を簡素化することで、従来は加入できなかった多くの方の加入が可能になります。これにより「条件付加入」（加入はできますが、質問事項に該当するため補償開始後1年間当該疾病は給付対象になりません）は、「妊娠・分娩に伴う異常」に関わる疾病のみとなります。また、がん特約の「健康状態告知質問事項」を一部変更します。

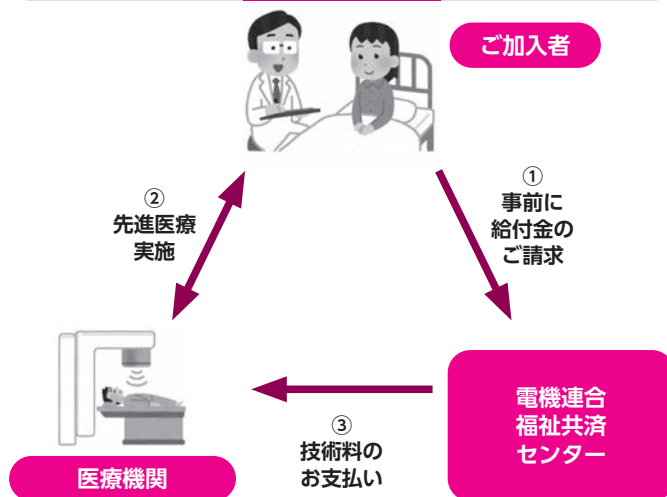
② 「先進医療費用給付金直接支払いサービス」の導入

先進医療費用給付金は、厚生労働大臣が定める病院または診療所において先進医療として厚生労働大臣が定めた医療を受けたときの技術料をお支払いします。給付金請求の際は、技術料を支払ったことが確認できる医療機関の領収書を添付いただいておりますが、粒子線治療（重粒子線治療、陽子線治療）の治療費（技術料）は約300万円と高額なため、安心して治療に専念していただけるよう医療機関に直接お支払いし、ご加入者の一時的な経済的負担を軽減します。ご依頼いただきましたら、ご加入者、医療機関と調整の上、手続きを行います。（サービスの利用には、補償開始後1年経過などの条件があります。なお、サービスを利用できない医療機関もあります。）

通常の先進医療費用給付金請求の流れ



直接支払いサービス利用時の流れ



けんこう共済 ご加入者の声



●休業補償給付金

体調を崩し仕事を休まなければならないことがありました。その中で休業補償給付金は、私の命の恩人でした。感謝でいっぱいです。これからも加入者に愛される存在でいて欲しいです。

●入院給付金、手術給付金

治療費が高額で不安でしたが、コロナ禍の中、早い対応で給付いただき助かりました。



●通院給付金

迅速なご対応ありがとうございます。他の保険と比べてすごく安心感があります。



●介護給付金（介護特約）

おかげさまで、親のサポートを安心して続けられます。ありがとうございました。



●複数の給付金

他の保険より給付が早くて助かります。診断書の共有や領収書で対応など有難いです。組合のご担当のすばやい対応に感謝しております。けんこう共済に加入していて良かったなと改めて思いました。



制度(契約)概要・注意喚起情報のご説明

- 本説明書およびパンフレットはご加入いただく共済に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「ご加入者のしおり」(保険については約款)によりますが、ご不明点等につきましてはパンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。なお、主な保険約款については保険会社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/yakkan.html)にも掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください。(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに約款を掲載していない商品もあります。詳しくはパンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください。)
- 制度(契約)概要はご加入いただく共済の商品内容をご理解いただくた

めに特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。

- 注意喚起情報はご加入いただく共済の申込みをいただくに際して、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- ご家族等の方が被共済者(補償の対象となる方、または補償を受けることができる方をいいます。以下「被共済者」といいます。)となる場合には、本説明書の内容をご説明いただきますようお願い申し上げます。

※パンフレットおよび加入申込書コピー等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。

[マークのご説明]



契約概要

共済の内容をご理解いただくための事項



注意喚起情報

ご加入に際して不利益になる事項等特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 本共済制度の仕組み

「けんこう共済」は、電機連合福祉共済センターが行う自家共済と損害保険会社の総合生活保険 所得補償、傷害補償、動産総合保険、団体総合生活保険 がん補償・介護補償をセットした制度です。電機連合福祉共済センターの自家共済と損害保険会社の保険の組み合わせの概略は14頁のとおりです。損害保険会社の保険契約については、電機連合福祉共済センターを契約者とし、電機連合福祉共済センターの会員及びその配偶者(※)と子供のうちの加入申込者を被共済者とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として契約者が有します。

ご加入いただける被共済者の範囲等につきましては、3頁をご確認ください。

※婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚姻とは異なります。)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。

- 婚姻意思を有すること。(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)
- 同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること。

2 補償の概要

基本となる補償の“給付金をお支払いする主な場合”、“給付金をお支払いしない主な場合”につきましては、6～8頁をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

救済費用・賠償責任・携行品損害を補償する特約等をご加入される場合で、被共済者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは給付金が支払われない場合があります。補償内容の差異や給付金額をご確認のうえで、特約等の可否をご確認ください。1契約のみ契約する場合、将来

そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により、被共済者が補償の対象外となったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

4 給付金額等の設定

この共済の給付金額はあらかじめ定められた加入タイプの中からお選びいただくこととなります。加入タイプについての詳細は1頁、4頁をご確認ください。

5 責任開始期

共済責任は、原則として5頁記載の補償開始日から始まります。

6 掛金の決定の仕組みと払込方法等

(1)掛金の決定の仕組み

掛金はご加入いただくタイプ等によって決定されます。掛金については、2頁、4頁、9頁をご確認ください。

(2)掛金の払込方法

払込方法、払込回数については、2頁、5頁をご確認ください。

7 満期返戻金・契約者配当金

この共済には満期返戻金、契約者配当金、解約返戻金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

加入申込書に★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。正確に記載してください。(電機連合福祉共済センター、取扱代理店には告知受領権があります。)お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、申込日から5年以内であれば、ご加入を解除し、給付金をお支払いできないことがあります。

告知事項は下記をご確認ください。

- ・被共済者の生年月日
- ・被共済者の職業・職務
- ・被共済者の健康状態告知(新たにご加入される場合、または補償内容を増額される場合)
- ・「他の保険契約等※」を締結されている場合はその内容

※全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、ご加入できない場合があります。

[入院給付金、休業補償給付金、手術給付金、先進医療費用給付金、ドナー給付金、がん診断給付金、介護給付金]の告知]

①告知義務について

共済制度は多数の人々が掛金を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方等が他の方と同じ条件でご加入されると、掛金負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず被共済者ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体の障害状態等について告知書でおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

②過去に病気やケガをされたことがある方等のご加入について

被共済者間の公平性を保つため、被共済者のお身体の状態に応じたご加入となります。詳細は3頁の質問1以下をご確認ください。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、補償開始日※から1年以内であれば、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。また、給付金額を増額された場合は、その部分を解除することがあります。

※ご加入を自動継続されている場合は、告知されなかったり、事実と異なることを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

●補償開始日から1年を経過していても、給付金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ給付金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることができません。また、既に支払っている給付金についての返還を求めることがあります。(ただし、「給付金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金をお支払いすることがあります。)

《前記以外で、給付金をお支払いできない場合》

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、例えば「現在の医療水準では治癒が困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、給付金をお支払いできないことがあります。

この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

④告知内容の確認について

ご加入後、または給付金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2 けんこう共済契約へ乗り換える場合の注意点について

現在ご加入の共済契約や保険契約を解約、減額等することを前提に、「けんこう共済」へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご確認ください。

- ・補償内容、掛金・保険料、各種サービス等について、解約・減額する契約と異なることがあります。
- ・けんこう共済の掛金については、毎年6月1日時点の被共済者の年齢により計算しますので、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・被共済者の健康状態等により、けんこう共済へのご加入をお断りする場合があります。
- ・けんこう共済には告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による契約の取消しが適用される場合があります。
- ・けんこう共済の責任開始期前に被った傷病に対しては、給付金が支払われない場合があります。

III ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

ご加入者の住所や所属組合・支部等を変更した場合は、遅滞なく所属の労働組合(福祉会会員は福祉会事務局)までご連絡ください。

2 脱退されるとき

共済を脱退される場合は、脱退日より前に所属の労働組合(福祉会会員は福祉会事務局)までご連絡ください。

3 被共済者からのお申出による脱退

被共済者からのお申出により、その被共済者が脱退できる制度があります。制度および手続きの詳細については、所属の労働組合(福祉会会員は福祉会事務局)までご連絡ください。また、本内容については、被共済者全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 補償期間の満了を迎えるとき

[補償期間終了後、自動継続を制限させ

ていただく場合]

●給付金請求状況や年齢等によっては、次回以降の自動継続(毎年6月1日)をお断りしたり、引受条件を制限させていただきますことがあります。

●制度等を改定した場合には、自動継続後の補償については自動継続後の補償開始日における内容が適用されます。この結果、自動継続後の補償内容等が変更されることがあります。

【自動継続後の掛金】

掛金は、補償ごとに、自動継続日時点の満年齢等によって計算します。

【自動継続後契約の補償内容を拡充する場合】

自動継続時に被共済者の追加や給付金の増額等をする場合には、再度告知が必要となります。

正しく告知をいただけない場合には、給付金額の増額をされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、その部分については給付金をお支払いできないことがあります。

【給付金請求忘れのご確認】

自動継続いただく場合は、自動継続前のけんこう共済契約について給付金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、所属の労働組合(福祉会会員は福祉会事務局)まですぐにご連絡ください。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

本パンフレットの裏表紙をご確認ください。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●ご加入時にご加入者、被共済者または給付金受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、ご加入を取り消すことができます。

●ご加入時にご加入者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご加入は無効になります。

●ご加入者、被共済者または給付金受取人に以下に該当する場合がある場合には、ご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の給付金をお支払いできない場合があります。

・給付金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
・暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
・給付金の請求に関して詐欺行為があった場合

●その他、損害保険会社の約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 保険会社破綻時の取扱い等

●引受保険会社の経営が破綻した場合等でも、電機連合福祉共済センターが給付金の全額を補償します。

●電機連合福祉共済センターの経営が破綻した上に、引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険引受け部分についての補償がありますが、給

付金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、給付金等は所定の割合まで補償されます。

総合生活保険傷害補償:原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る給付金については100%)まで補償されます。

動産総合保険:給付金、返戻金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る給付金については100%)まで補償されます。

総合生活保険 所得補償:原則として90%まで補償されます。

団体総合生活保険 がん補償:原則として90%まで補償されます。

団体総合生活保険 介護補償:原則として90%まで補償されます。

4 その他ご加入に関するご注意事項

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約については引受保険会社と直接締結されたものとなります。

●この共済制度の保険引受け部分(がん特約・介護特約を除く)は、本パンフレット13頁に記載の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険(株)が他の保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては、電機連合福祉共済センターにご確認ください。

5 給付金支払事由が発生したとき

●給付金支払事由が発生した場合には、遅滞なく所属の労働組合(福祉会会員は福祉会事務局)までご連絡ください。

●賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず電機連合福祉共済センター、損害保険会社とご相談いただきながらご対応ください。

●給付金のご請求にあたっては、電機連合福祉共済センターおよび損害保険会社所定の書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の被共済者、給付金の受取人であることを確認するための書類
・電機連合福祉共済センターおよび損害保険会社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する被共済者以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等
・電機連合福祉共済センターの定める休業証明書
・公の機関が発行する事故証明書またはこれに代わるべき書類

・身体障害の程度を証明する書類
・領収証等、被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
・被共済者が死亡した場合は、被共済者の除籍および被共済者すべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、支払うべき給付金の額を算出するための書類または証拠
・給付金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

※携行品損害給付金の場合は、上記、または損害保険約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

【携行品損害給付金の場合】

・損害額を証明する書類(被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書、既に支払がなされた場合はその領収書および被害が生じた物の写真や画像データを含みます)
・所轄警察署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類
・給付金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、被共済者に給付金を支払うときは、質権者または譲渡担保権者からの給付金支払図書
・事故の発生した敷地内の見取図
●被共済者または給付金受取人に給付

金を請求できない事情があり、給付金の支払を受けるべき被共済者または給付金受取人の代理人がいらない場合は、被共済者または給付金受取人の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち電機連合福祉共済センター所定の条件を満たす方が、被共済者または給付金受取人の代理人として給付金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

●給付金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

●損害が生じたことにより給付の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、その損害に対して給付金を支払ったときは、その債権の全部または一部は電機連合福祉共済センターまたは損害保険会社に移転します。

●賠償責任給付金について、被共済者が給付金をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。

①被共済者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
②被害者が被共済者への給付金支払を承諾していることを確認できる場合
③被共済者の指示に基づき、損害保険会社から被害者に対して直接、給付金を支払う場合

保険引受部分に関するご意見・ご相談

東京海上日動火災保険株式会社
広域法人部 団体・協同組織室

03-3515-4151

【受付時間=平日9:00~17:00(土日・祝日・年末年始を除きます)】

一般社団法人 日本損害保険協会
そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険株式会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険株式会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808

(通話料有料)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

【受付時間=平日9:15~17:00(土日・祝日・年末年始を除きます)】

けんこう共済に関するご意見・ご相談

電機連合福祉共済センター

0120-046488 (けんこう共済専用フリーダイヤル)

03-3452-5405 (けんこう共済専用)

【業務時間=平日9:00~17:30(土日・祝日・年末年始を除きます)】

11

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して本共済制度をご利用いただけるよう、ご加入いただく共済制度がご希望に合致した内容であること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。

- 1** 本制度が以下の点で組合員の皆様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- ☐ 給付金をお支払いする主な場合（補償内容）
- ☐ 補償期間（ご加入期間）
- ☐ 補償金額（給付金額）、免責金額（自己負担額）
- ☐ 掛金および掛金の払込方法
- ☐ 補償の対象となる方（被共済者）

- 2** 加入申込書の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入申込書を訂正してください。また、新規加入者の方はご加入後に送付する「加入者票」の内容について、また既加入者の方は4月に送付する電機連合けんこう共済「自動継続のご案内」の内容について誤りがある場合は、電機連合福祉共済センターまでご連絡ください。

ご確認ください事項

基本契約・家族契約の補償部分

以下の事項についてご確認ください。

- ☐ 加入申込書の「生年月日」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
- ☐ 加入申込書の「職業・職務名」欄、「職種」欄は正しくご記入いただいていますか？
- ☐ 被共済者（補償の対象となる方）によって加入申込書の「告知事項」欄は正しく告知いただいていますか？

携行品損害給付金（携行品一式特約付帯動産総合保険）の補償部分

- ☐ 補償の対象となる方（被共済者）の範囲について、1頁および7頁・8頁でご確認いただきましたか？
- ☐ 補償の対象となる物・ならない物について、1頁および7頁・8頁でご確認いただきましたか？
- ☐ 給付金の限度額・免責金額（自己負担額）について、1頁および7頁・8頁でご確認いただきましたか？
- ☐ 補償の対象地域が国内外であることについて、1頁および7頁・8頁でご確認いただきましたか？

共通

- ☐ 加入申込書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

- 3** 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容についてご確認くださいませましたか？

特に「注意喚起情報のご説明」には、「給付金をお支払いしない主な場合」等、ご加入者にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」、「補償の重複に関するご注意*」が記載されていますので必ずご確認ください。

※ 例えば、賠償責任を補償する特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

この共済は電機連合福祉共済センターの制度です。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、所属の労働組合または電機連合福祉共済センターまでお問い合わせください。本制度は電機連合福祉共済センターが自家運用すると共に、下記の引受保険会社の損害保険会社と保険契約（総合生活保険 所得補償、総合生活保険 傷害補償および携行品一式特約付帯動産総合保険の共同保険契約、団体総合生活保険 がん補償・介護補償）を締結しています。保険契約については、幹事会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じ、連帯することなく、単独・別個に保険契約上の責任を負います。また、引受保険会社および引受割合は、変更することがあります。なお、引受割合につきましては、電機連合福祉共済センターにご確認ください。

【団体総合生活保険 がん補償・介護補償以外の引受保険会社】東京海上日動火災保険(株)=幹事会社、三井住友海上火災保険(株)、損害保険ジャパン(株)

【団体総合生活保険 がん補償・介護補償の引受保険会社】東京海上日動火災保険(株)

【取扱保険代理店】(株)マックス [TEL: 03-3454-2716]、コンポーズサービス [TEL: 03-3942-9535]

(取扱保険代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。)

12 けんこう共済「A」、「B」、「C」タイプの給付項目ごとの概念図

電機連合福祉共済センターの自家共済と損害保険の組み合わせの概略は次のとおりです。

		■ : 自家共済	■ : 損害保険	() : 保険の種類
基本契約	① 入院給付金(がん)	1日～ 4日	5日～ 無制限	(総合生活保険 所得補償) 自家共済で退院するまで補償
	入院給付金(がん以外)	1日～ 4日	5日～ 365日分	(総合生活保険 所得補償)
	② 休業補償給付金 *基本契約本人のみ	1日～ 4日	5日～ 365日分	(総合生活保険 所得補償)
	③ 通院給付金	1日～	90日	(総合生活保険 傷害補償)
	④ 疾病死亡給付金	一時金		(100万円)
	⑤ 災害死亡給付金	一時金(総合生活保険 傷害補償)		(200万円)
	⑥ 後遺障害給付金	一時金(総合生活保険 傷害補償)		(8～200万円)
	⑦ 手術給付金	一時金		(5～25万円)
	⑧ がん退院給付金	一時金		(20万円)
	⑨ 先進医療費用給付金	先進医療にかかる技術料相当額		(通算2,000万円限度)
	⑩ 先進医療サポート給付金	一時金		(10万円)
	⑪ 長期療養給付金		180日～ 一時金	(30万円)
	⑫ 超・長期療養給付金 *基本契約本人のみ		365日～ 一時金	(100万円)
	⑬ 救護者費用給付金	(総合生活保険 傷害補償・救護者費用等補償特約)		1共済事故につき500万円限度
	⑭ ドナー給付金	(総合生活保険 所得補償 骨髄採取手術に伴う入院補償特約)		(がん以外入院日額×「入院日数+4日」)
日常生活サポート特約	① 賠償責任給付金	(総合生活保険 傷害補償・個人賠償責任補償特約)		1共済事故につき国内無制限・国外3億円限度 免責金額なし
	② 携行品損害給付金	(携行品一式特約付動産総合保険)		1共済事故につき50万円限度 1共済事故につき免責金額3,000円 ただし、損害額が3,000円超の場合、自己負担はなし
	③ ホールインワン給付金	1回につき30万円または50万円		
がん特約	① がん診断給付金	一時金(団体総合生活保険 がん補償)		(200万円) (※65歳以上100万円)
介護特約	① 介護給付金	一時金(団体総合生活保険 介護補償)		(100万円～500万円の5コースから選択)

(注) …上記は「A」、「B」、「C」タイプ(満64歳まで)の概念図です。「Y」、「D」タイプおよび「配偶者」、「子供」は自家共済と損害保険の組み合わせや給付項目等が異なります。

(注) …自家共済と損害保険は、保険の支払い限度期間が異なる場合があります。

※詳細は電機連合福祉共済センターにご確認ください。

2020年度(2020年6月から2021年5月)の給付金お支払いは
27,006件、46億8326万円でした。

※複数回ご請求いただいた場合には合算した内容を記載しています。

基本契約・がん特約・介護特約

	性別	年代	タイプ	給付概要	給付額
加入者本人 	男性	50代	B	肺腫瘍/入院 365日、長期療養、超・長期療養	4,950,000円
	男性	40代	B	被殻出血/入院 202日、休業 123日、手術	3,750,000円
	女性	50代	C	脊髄梗塞/入院 169日、休業 196日、超・長期療養	2,875,000円
	女性	40代	C	血管炎性ニューロパチー/入院 34日、休業331日、超・長期療養	2,825,000円
	男性	40代	A	適応障害/精神障害入院164日、精神障害休業一時金	2,560,000円
	男性	50代	B	クモ膜下出血により自宅で倒れた/入院103日、休業 224日、手術2回	2,220,000円
	男性	40代	B	交通事故で全身挫傷/休業 156日、通院90日	1,740,000円
	女性	40代	B	職場で倒れ救急搬送されたが3日後に死亡/入院4日、死亡	1,040,000円
	女性	50代	A	くも膜下出血/入院 17日、休業 132日	1,575,000円
	男性	40代	B	新型コロナウイルス感染症/入院 33日、休業75日	1,080,000円
	女性	30代	C	切迫流産/休業 214日	1,070,000円
	女性	20代	Y	スノーボードによる転倒/入院18日、休業 11日、後遺障害	655,000円
配偶者 	女性	40代	—	脳出血により死亡	1,000,000円
	女性	50代	—	腎盂腎炎、腎尿管結石/入院57日、手術7回	835,000円
	女性	20代	—	分娩予定日超過、切迫流産/入院 82日、手術1回	495,000円
	男性	50代	—	大腿骨骨折/入院 73日、通院7日、手術1回	429,000円
	女性	20代	—	くも膜下出血/入院 26日、手術1回	330,000円
子供 	男性	10代	—	原付バイク走行中に貨物車と衝突し頭部外傷、肺挫傷/入院 86日、手術5回	980,000円
	女性	10代	—	交通事故で腰椎骨折/入院 19日、通院 12日、後遺障害	799,000円
	男性	10代	—	潰瘍性大腸炎/入院 131日	655,000円
	男性	20代	—	スノーボード滑走中に3メートル落下し脊髄損傷/入院 89日、手術	545,000円
	女性	10代	—	急性ストレス反応/精神障害入院 46日	230,000円
がん 	男性	60代	B	肝細胞がん/入院 342日、休業 639日、手術 16回、がん退院7回	16,280,000円
	男性	20代	Y	転移性脳腫瘍/入院 443日、休業346日、手術5回、がん退院6回	8,010,000円
	女性	50代	B	卵巣がん/入院 131日、休業 419日、手術2回	7,310,000円
	男性	50代	C	食道胃接合部がん/診断給付金、入院 12日、休業 353日、手術 2回	5,095,000円
	男性	10歳未満	子供	髄芽腫/入院 293日、がん退院8回、手術1回	4,880,000円
	女性	40代	配偶者	転移性肝腫瘍/入院 137日、手術5回、がん退院、死亡給付金	3,370,000円
	男性	10歳未満	子供	小児急性リンパ性白血病/入院233日、がん退院、手術2回	3,230,000円
	女性	30代	B	胃がん/入院 21日、手術2回、がん退院、診断給付金	2,920,000円
	女性	20代	Y	甲状腺乳頭がん/入院9日、休業7日、手術1回、診断給付金	2,375,000円
先進医療	男性	50代	B	食道がん/陽子線治療	2,883,000円
介護 	男性	50代	本人	物忘れが発現。その後若年性認知症となり、要介護2認定	5,000,000円
	女性	60代	本人の母	胃がん手術後、体力低下し、要介護4認定	3,000,000円
	男性	70代	本人の父	脳腫瘍により、要介護4認定	2,000,000円

日常生活サポート特約

	性別	年代	事故状況および給付概要	給付額
賠償責任 (個人賠償) 	男性	50代	トイレが詰まって水があふれ、階下に漏水/損害額 4,576千円を他の保険契約と按分	1,144,015円
	女性	10歳未満	子供が遊んでいて近所の車3台にキズをつけてしまった/車の修理費、レンタカー代	522,005円
	男性	40代	カラオケ店でモニターに肘がぶつかり破損させた/修理費	140,480円
	女性	10代	(受託品)学校から貸与されている楽器が倒れ、弦楽器を損傷した/修理費	22,000円
携行品損害 	男性	50代	同一事故 (受託品)釣りをしていた高波をかぶり転倒。同行者から借用した釣竿を破損/修理費	71,170円
			釣りをしていた高波をかぶり転倒。釣竿および釣具を破損/修理費	62,250円
	男性	40代	子供と遊んでいて、腕時計が外れて落下し損傷/修理費	259,600円
	男性	40代	ゴルフ場でバッグを落とし、クラブを破損/修理不能により時価額	241,450円

14 ご加入検討の方向けサービス

ライフプランニングサービス あなたの家計を診断します。

※本サービスは、東京海上日動あんしんコンサルティング(株)により運営され、FPは東京海上日動あんしんコンサルティング(株)と提携しています。

無料

インターネットで 24 時間 365 日『いつでも どこでも』

① 組合員専用のライフプランシミュレーションをご用意しました！

ご利用方法

- ① インターネットからアクセス <https://www.lps-lifeplan.jp/#/login/jeiu> 電機連合福祉共済センターホームページ「ライフプランニングサービス」バナーからもアクセスできます。
- ② ①「ログイン」画面で「初めて使う方はこちら」をクリックしてください。③ ②ご自身の情報（お名前・ご自身のメールアドレス等）を入力し登録してください。
- ③ 「パスワードの変更」画面で「現在のパスワード」に「lps12345」（すべて半角）を入力、「新しいパスワード」（任意）を入力し変更、「OK」をクリックするとユーザー登録が完了し、ご利用いただけます。

操作して困った時も、土日祝対応のサポートデスクが完備されて安心です。▶フリーダイヤル 0120-271-115（平日：10 時～18 時、土日祝：10 時～17 時）

② 専門家（FP：ファイナンシャルプランナー）による面談サービスもあります。

- 特定の金融機関に属さない専門家（FP）が中立的に総合的なアドバイスをいたします
- 面談日時・場所（職場・FP 事務所・自宅など）は、ご相談に応じます
- シミュレーションツールに入力すれば、面談時にご自分のライフプラン診断書を無料で受取れます
- 面談予約はツールでも、お電話（0120-228-726）でもお申込みできます

保障の見直し

福祉共済センターでは、組合員の皆様が「保障の見直し」をするお手伝いをしています。

※本サービスは、株式会社マックス、コンボーズサービスが提供しています。

無料

- あなたの保障を見直すことで、月々の保険料を大きく節約できることがあります。
- 見直しの結果、月々数千円以上の節約ができたケースが多数出ています。

「保障の見直し」をご希望の場合は、所属されている労働組合の福祉共済担当者にお申し出ください。（お申し出が多数の場合は制限をさせていただくことがあります。）

15 付帯サービス [ご加入者向けサービス]

緊急医療相談ダイヤル

夜中に 子供が高熱をだした。どうしたらいい？ どの病院に？

※サービスのご利用にあたっては、担当者が、「お名前」「ご連絡先」等を確認させていただきます。
※本サービスは、電機連合が契約している東京海上日動メディカルサービス(株)が提供しています。

無料

24 時間 365 日受付 電話番号（フリーダイヤル）は「ご加入者のしおり」でご確認ください

緊急医療相談

子供がやけどした！ 受診するまで何をしたらいいの？
夜、急に胸が痛くなったが、救急車を呼んだ方がいい？
→ 24 時間 365 日、救急科専門医、看護師が常駐して緊急の医療相談にお電話で対応します。

※ご相談は救急科専門医の助言をもとに、看護師が対応します。

医療機関案内

旅先で同行者がケガをしたが、どこに病院があるの？
自宅の近くに PET 検診ができる医療機関はありますか？
→ 夜間・休日に受付している救急病院や、旅先での医療機関、専門医が在籍する医療機関など等をご案内します。

一般健康相談

以前から背中が痛い。受診すべきですか？
下腹部が痛い。何科を受診したらいい？
→ 看護師が専門的な知識と経験にもとづいてお悩みを丁寧にお聞きして、対処の仕方や医師に受診の要否などをアドバイスします。

育児・栄養相談

子供の身長が伸びないのですが…
メタボの夫の食事をどうすればいい？
→ 子どもの成長、病気のお悩みには、看護師や育児カウンセラーが対応します。食事、栄養については管理栄養士がアドバイスします。※一部予約制

お薬相談

薬を処方されたが、以前から服用している薬との飲み合わせを教えてください。
→ 看護師、薬剤師が幅広い薬剤情報をご提供してご相談に対応します。数多くある薬を効果的に使用するアドバイスを行います。 ※一部予約制

予約制専門医相談

現在の治療内容について、診療科専門医の見解を聞きたいのですが…/主治医から治療方法をいくつか提案を受け、決めるように言われたが迷っている…
→ 予約いただいた 30 以上の診療科専門医が、身体の不調やお悩みに関するご相談にお応えします。

介護アシスト

土日祝日・年末年始を除く 9～17 時

電話番号（フリーダイヤル）は「ご加入者のしおり」でご確認ください

※本サービスは、東京海上日動火災保険(株)がグループ会社または提携会社を通じてご提供しています。
※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

無料

電話介護相談

- ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関する相談に電話でお応えします。
- 認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム」をご利用いただけます。

各種サービス優待紹介

- 高齢の方の生活を支える各種サービスについて、優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。

家事代行	掃除や調理、買物などの家事を代行するホームヘルパーを派遣します。
食事・宅配	調理済の食事を宅配します。塩分等を調整した食事を用意しています。
リフォーム	段差の解消や介助可能な浴室等、高齢者向けの住宅リフォームを承ります。

見守り・緊急通報システム	ご家族不在時も安心いただけるよう、緊急通報システムを設置します。
福祉機器	公的介護保険制度の対象とならない福祉機器類を販売します。
有料老人ホーム・高齢者住宅	入居可能な有料老人ホームや高齢者住宅を紹介します。
バリアフリー旅行	バリアフリーに配慮したツアー旅行を提供します。

サービスのご利用にかかる費用はお客様のご負担となります。お住まいの地域ややむを得ない事情により、サービスの利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合、優待条件でご利用いただけない場合があります。

インターネット介護情報サービス

- 情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。 www.kaigonw.ne.jp

**がん特約、介護特約は
専用申込書にて
お申し込みください。**

組合名・支部名・分会名をご記入ください。

- フリガナは番地も含めて50文字以内でご記入ください。濁点も1文字とします。
- 漢字住所は30文字以内でお願いします。

※本人・配偶者についてお答えください。

職種級別区分表	
職種番号	本人・配偶者の職業
①	管理的職業従事者(事務)・一般事務員 商品仕入・販売外交員(営業職)・小売店 店主・従業員(危険物を取扱わない方)*、 飲食店店主・従業員、家事従事者、教員・ 教師、医師、薬剤師、弁護士、税理士、配 偶者で職業に就いていない方等
②	測量作業者等
③	電気通信機器、電気機械・器具の組立・ 製造・修理、電気技術者(危険物を取扱 わない方)*、開発設計者、システムエン ジニア、プログラマー、研究者・研究員(危 険物を取扱わない方)*、ガソリンスタンド従 業員、鉄道運転士・車掌・保線作業者 看護師、屋内清掃員等
④	木・竹・草・つる製品製造作業(手工) 、水産養殖作業、農耕作業 者、植木職・造園師、養畜業者等
⑤	電気技術者(危険物を取扱う方)、金属プレ ス・熱処理・研磨・切断・圧延・伸線・精錬・ガ ス溶接・切断、銑鉄・製鋼、警備員、研究者・ 研究員(危険物を取扱う方)*、陸上自衛官、 消防員(消火活動に従事する方)、守衛等
⑥	自動車運転者(トラック、バス、タクシー等)、建設 作業者(普通土工、土木作業、左官、配 管工、型わく大工等)、林業作業、木・竹・ 草・つる製品製造作業(機械工)、漁労作 業者(船長、航海士も含む)、潜水漁師、採掘 作業(坑外、地上作業、機械操作員)等
⑦	ボイラー等による銑鉄・製鋼・精錬 警察官(内勤事務専門以外)、海上・航海自衛官、海上保安官等
⑧	建設作業(高所、橋りょうなどの大 規模な作業に従事する大工、とび 工)、採掘作業(上記⑥以外)等

*危険物とは、爆発性、毒性、劇薬、高熱、低熱、高圧等をいいます。

- 告知事項を確認のうえ、必ずご本人がご署名ください。
- 質問4は女性のみお答えください。

家族が本人と姓が異なる場合はカタカナフルネームでご記入ください。

●子供の加入（4名以上の場合）

新規加入申込書では、子供の加入は3名まで記入ができます。一度に4名以上お申し込みの場合は、別の申込書に「組合・支部名」「ご本人のお名前」をご記入いただき、子供が加入するのに必要な事項を記入し、2枚の申込書を同時にご提出ください。

ねんきん共済既加入の方は記入不要です。



金融機関をいずれ
かご指定ください。

口座番号は通帳等でご確認のうえ右づめでご記入ください。
(「わんきん井済」の引落し、口座と異なる設定はできません。)

右づめでご記入ください。
末尾は「1」となります。

金融機関お届け印を必ずご捺印ください。(2ヶ所)ネットバンクなどお届け印がない場合は不要です)サインをご登録の場合はサインをお願いします。印相違により引落し口座の設定ができない場合、加入が取消になる可能性があります。

- ご記入内容は機械処理いたしますので、指定された枠内に楷書でていねいに記入ください。(住所・氏名欄にゴム印等をご使用になりませんようお願いいたします)
- 新規加入の場合にのみ、この申込書でご提出ください。**契約タイプの変更、家族の追加、及び住所や口座変更等の場合は、組合備えの別途用紙をご使用ください。
- ご本人控としてコピーをおとりください。
- 申込書は組合(支部)窓口へご提出ください。
- 訂正箇所には二重線をひいて補記し、ご署名ください。
- 預金口座振替依頼書の訂正には二重線をひいて訂正し、金融機関お届け印をご捺印ください。



電機連合福祉共済センターのホームページ

<https://kyosai.jeiou.or.jp/>

- ・けんこう共済の制度内容を動画でわかりやすくご案内しています。
- ・Q&A、その他の情報も掲載していますので活用ください。



「App Store」もしくは「Google Play」で「COCOAR」と検索し、インストールしてください。

または、右側のアプリ用を読み込み、「COCOAR」アプリをインストールしてください。
※動画の視聴には大容量のネットワーク通信を行う場合がありますので、Wi-Fi通信環境でのご利用を推奨します。

個人情報の取扱いに関するご案内

電機連合福祉共済センターは、本加入申込書に関する個人情報（過去に取得したものを含みます。）を、電機連合福祉共済センター会員の確認、加入者からの照会・応答、給付金支払いの他、電機連合福祉共済センターが行う各種情報・サービスの提供・案内等を行うために利用させていただきます。

また、電機連合福祉共済センターは、本申込書に関する個人情報を、本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、所属労働組合、引受保険会社^{*1}、取扱保険代理店^{*2}、業務委託先（掛金収納代行業者、調査会社等）、金融機関等に対して提供いたします。

加入申込者におかれては、共済加入申込にあたり、電機連合福祉共済センターが個人情報を上記目的のために提供・利用することにつきご同意いただきたくお願い申し上げます。

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

詳細については、電機連合福祉共済センターのホームページ（<https://kyosai.jeiou.or.jp/>）をご覧ください。

^{*1} 引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

^{*2} 取扱保険代理店は、本申込書に関する個人情報を、本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、電機連合福祉共済センターと共同利用いたします。

（2021.12.470,000） 募集文書 No.21-T03523 作成月 2021年 11月作成

表紙のキャラクターの紹介



いつまでも若々しく長生きできる「ベニクラゲ」がモチーフです。温かいハートを持ったフォルムで親しみやすいキャラクターにしました。

私および預金者は、表記料金等の支払いを預金口座振替の方法により表記収納代行会社を通じて行うこととしたいので、預金口座振替規定を承認のうえ依頼します。
なお、本取り扱いは開始は、表記収納代行会社の事務手続き完了次第といたします。

一預金口座振替規定一 ゆうちょ銀行は除く（注1）

1. 貴行（金庫、組合）に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
3. この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴行はこの契約が終了したものととして取扱ってさしつかえありません。
4. この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、貴行の責めによる場合を除き、貴行には迷惑をかけません。

（注1） ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

詳しくは、ゆうちょ銀行のホームページをご覧ください。

（お願い） ●この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書が送付された場合、記載内容に不備がありましたら、右記該当項目に○印をつけて明治安田収納ビジネスサービス株式会社（MBS）へ至急ご返送ください。

返送先：〒135-8385 東京都江東区東陽2-2-20 東陽駅前ビル10F

明治安田収納ビジネスサービス株式会社（MBS）

事務サービス部（共済） 電話 03-3615-3127

金融機関使用欄

（不備返却事由）

1. 預金取引なし
2. 記載事項等相違
ア. 金融機関番号
イ. 店名
ウ. 店番
エ. 預金種目
オ. 口座番号
カ. 口座名義
（字体相違、代表者名漏れを含む）

3. 印鑑相違
4. 印鑑不鮮明
5. 該当口座なし
6. 口座解約済
7. 記号番号相違
8. その他

事由

検 印	印鑑照合	受 付 印 取扱店日附印
-----	------	-----------------